

# 【減免規定】北栄町社会体育施設使用・照明料金徴収

【平成27年10月1日】

## 1. 減免の対象（全額）

- ・北栄町主催事業(郡体練習、中部駅伝の練習は、大会日の1ヶ月前から無料)
- ・北栄町各課・室・事務局主催事業
- ・(一財)北栄スポーツクラブ主催事業(北栄町からの委託事業含む)
- ・(一財)北栄スポーツクラブジュニアの部 又、それに準ずる部の活動
- ・北栄町こども園、保育所、園の主催事業
- ・町内小・中・高校の授業(小学校の親子会事業含む)
- ・中央高等学園専修学校の授業
- ・町内中学校部活動
- ・町内自治会主催事業
- ・町内自治会子ども会事業
- ・身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法、戦傷病者特別保護法に基づく障がい者手帳所持者の利用
- ・北栄町社会福祉協議会主催事業
- ・東伯郡体育協会主催事業(郡体、中部駅伝)
- ・高体連、中体連主催事業の大会(総体等)
- ・その他、認められた機関・団体の事業

※上記の団体が使用するときは、野球場などの照明料についても無料とする

## 2. 軽減の対象（半額）

- ・(一財)北栄スポーツクラブ入会者団体又は、入会者個人の活動
- ・北栄町内保育所、こども園、小学校、中学校PTA活動
- ・北栄町内小・中学校同窓会など
- ・北栄町内老人クラブ連合会の活動
- ・北栄町内婦人会、青年団、女性連絡協議会の活動
- ・北栄町内母親クラブ連絡協議会の活動
- ・町内の高校部活動(町内大人料金の1/4の料金)
- ・(一財)北栄スポーツクラブ会員が8割以上の団体利用
- ・その他、認められた団体の活動

※野球場などの照明料については、条例で定めた 金額を徴収する

### 3. 条例で定めた料金の対象

- ・一般町民並びに町内事業所従業員
- ・北栄町互助会の主催事業
- ・町内、町外者が混合の場合、町内者数が8割以上であれば町内者料金とする
- ・その他、認めた団体の活動

※野球場などの照明料については、条例で定めた金額を徴収する

### 4. 通常料金2倍額の対象（条例で定めた料金の2倍額）

- ・町外者及び町外団体(町外の高校部活動含む)
- ・町外にある事業所
- ・鳥取県スポーツセンター主催事業
- ・鳥取県教育委員会主催事業
- ・県内の競技団体主催事業
- ・中部、県、国の競技団体の利用(学童野球、サッカー、その他各種大会)
- ・その他、認めた団体の活動

※野球場などの照明料についても条例で定めた金額の2倍を徴収する

○上記以外の利用で利用減免の申請がなされ（一財）北栄スポーツクラブが認めた場合は、認めた減免率とする

○申し込み後、事前(利用日の3日前まで)にキャンセルの連絡があれば料金は全額返金する 又、施設状況が不良の場合も全額返金する

○高校生以下の利用は、使用料を計算した後、**総合計の額の50%**を徴収する(野球場や運動場の照明料は別に必要額を徴収する)

※使用料金は、1時間単位とする

※10円未満は切り上げ、10円単位とする

この規程は、平成27年10月1日から適用する